

壱岐市地域福祉計画及び壱岐市障がい者計画等策定業務委託に関する プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 趣旨

「壱岐市地域福祉計画」、「壱岐市障がい者計画」及び「壱岐市障がい（児）福祉計画」策定の業務委託に際し、公募型プロポーザルを実施し、提案された企画を審査の上、委託業者を決定する。

(2) 業務名

壱岐市地域福祉計画及び壱岐市障がい者計画等策定業務

(3) 業務内容

プロポーザル審査委員会にて審査決定された最優秀提案内容に基づき作成される、壱岐市地域福祉計画及び壱岐市障がい者計画等策定業務の業務仕様書のとおり

(4) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(5) 業務委託費（上限額）14,894,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

（内訳）

壱岐市地域福祉計画分 7,524,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

壱岐市障がい者計画等分 7,370,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(6) 受託業者の選考方法

企画提案書により最も優れた企画を提案した業者を選定する。

(7) 契約担当課

壱岐市市民部市民福祉課

〒811-5192 壱岐市郷ノ浦町本村触 562 番地

電 話 0920-48-1116

ファックス 0920-47-4844

メールアドレス iki-simin@city.iki.lg.jp

2 スケジュール

募集開始：令和8年5月27日（水）

質問書提出期限：令和8年6月5日（金）正午

質問回答（予定）：令和8年6月8日（月）

参加申請書提出期限：令和8年6月12日（金）午後5時

企画提案書提出期限：令和8年6月23日（火）午後5時

審査委員会開催・結果通知（予定）：令和8年6月25日（木）

契約締結日（予定）：令和8年7月上旬

3 質問の受付と回答

質問は、電子メールかファックスで行うものとする。質問に対する回答は、一覧表形式にて竜崎市ホームページに掲載し公表する。

提出期限 令和8年6月5日（金）正午必着

提出方法 質問書（様式1）を電子メール又はファックスにて送信

回答日 令和8年6月8日（月）予定

4 参加資格及び参加申請手続

（1）参加資格

プロポーザルの参加者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

①竜崎市競争入札参加資格名簿の業務分類「福祉計画関係」に登録されている者であること。

②評価・計画策定支援業務から印刷・製本まで一貫して完遂することができること。

ただし、概要版については、データ一式をCD-ROMに保存することによって完遂可とする。

③公募開始の日から企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は本市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていない者であること。

④企業、NPO法人、財団法人、社団法人その他法人格を有する団体であること。

⑤宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。

⑥地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者ではないこと。

⑦銀行取引停止処分を受けていない者であること。

⑧会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

（2）参加申請手続

本プロポーザルに参加する場合は、期日までに参加申請書（様式2）を提出すること。

①参加申請書提出期限 令和8年6月12日（金）午後5時必着

②提出方法 持参又は郵送（原本が後日到着する場合、電子メール又はファックス可）

5 企画の提案について

（1）企画提案書等の提出

①提出期限 令和8年6月23日（火）午後5時必着

②提出方法 持参又は郵送により提出

③提出書類等

- (ア) 業務実績一覧 1部
(地域福祉計画・障がい者計画及び障がい福祉計画、様式自由)
- (イ) 企画提案書 正本1部、複製14部
- (ウ) 会社概要（既存のもので可） 正本1部
- (エ) 見積書（要内訳記載） 正本1部、複製14部

④留意事項

- ・企画提案書提出後の追加又は修正は認めないものとする。
- ・提出された企画提案書は、原則として返却しないものとする。
- ・提出された企画提案書は、委託先候補者選定のほか、契約に至った場合の契約関係書類並びに本業務の推進に利用する以外には使用しない。なお、利用のために複製を作成する場合がある。

(2) 企画提案書の内容

企画提案書の内容は、老岐市地域福祉計画及び老岐市障がい者計画等策定業務の業務仕様書（案）の内容を基本として、以下の内容を含むものとする。

- ①調査・計画策定の内容や手法などに関する企画提案（追加提案及び資料等も含む）
- ②業務スケジュール
- ③本業務の実施体制（本業務担当予定者の業務実績、経験年数等）

(3) 企画提案等に係る経費

企画提案に要した費用は参加者の負担とし、本市では一切その経費を負担しないものとする。

6 提案企画の審査について

(1) 審査方法

提出された提案企画について、審査委員会において、別紙「プロポーザル審査項目及び審査基準」に基づき、内容を総合的に審査し評価したうえで契約候補者を選定する。

(2) プロポーザル審査委員会

- ①開催日時（予定）：令和8年6月25日（木）
- ②開催場所等：詳細については別途通知
- ③提案説明：プレゼンテーション10分間以内、審査委員からの質疑15分程度（予定）
- ④注意事項：
 - 1) 審査委員会は非公開とし、開催日程場所等の詳細は別途通知する。
 - 2) プレゼンテーションの参加人数は、1提案者あたり3名までとする。
 - 3) プレゼンテーションは、パソコン、プロジェクター等の機材の使用はできない。
 - 4) プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできない。
 - 5) 指定するプレゼンテーションの時刻に遅れた場合は、参加を認めない。

(3) 審査項目及び審査基準

別表のとおり

(4) 選定方法

審査委員会において、合計点（各審査委員の採点の合計）が基準点（満点の6割）を満たしており、かつ、合計点が最も高い提案者1名を最優秀提案者として選定する。

合計点が最も高い提案者が複数の場合は、原則として提案金額の安価な提案者を最優秀提案者とし、提案金額も同じ場合は、くじ引きにより最優秀提案者を決定する。

(5) 提案者が1者の場合の取扱い

提案者が1者のみの場合であっても審査は実施し、審査結果において基準点を満たす場合は、当該提案者を最優秀提案者とする。また、基準点に満たない場合には、最優秀提案者はいないものとする。

(6) 審査結果の通知及び公表

審査結果は提案者に通知するとともに、竜崎市ホームページにおいて公表する。
なお、選定内容及び順位等の問い合わせは受け付けられないものとする。

7 契約に関する基本的事項

(1) 受託者の決定

- ①審査結果通知後、速やかに最優秀提案者と委託契約の締結交渉を行う。
- ②最優秀提案者に不正が認められる場合や契約に応じない場合、次順位以降の者を繰り上げて、その者と協議する。
- ③契約締結後においても、提案者において不正が認められる場合は、契約の解除ができるものとする。

(2) 提案内容の修正等

本公募は提案者の企画力等を判断するために行うものであり、採択された提案内容は、調整を行った上で契約締結時に修正・変更が加えられる場合がある。

(3) 再委託

本業務は、その全部を一括して第三者に委託してはならない。

8 特記事項

(1) 提案者の失格

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- ①資格要件を満たさない者
- ②提案書の提出期限に遅れた者
- ③本要領の通知以降、審査委員会において審査が終了するまでの間に、審査委員に不当な接触を行った者
- ④提出書類に虚偽の記載をした者
- ⑤委託料の上限額（内訳額も含む）を超える金額を提案した者

(2) その他

- ①企画の作成、提案及び審査に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- ②選定結果については、異議申し立ては認めない。
- ③受託者の名称及び提案内容は、情報公開請求を受けた場合、老岐市情報公開条例に基づき原則として開示する。
- ④受託者を除く提案者の情報（社名、提案内容等）は非公表とする。

(別紙) プロポーザル審査項目及び審査基準

業務名：沓崎市地域福祉計画及び沓崎市障害者計画等策定業務

各審査委員は、以下の各項目の審査基準に基づき、採点を行う。

評価は5段階評価とする。

項目	審査基準	配点	項目計
①事業内容の理解度	本業務の理解度、国の方針、情報収集能力、企画提案になっているか	10	10
②提案内容	策定手法が体系的にまとめられ、具体的に落としこまれているか	10	20
	会社の特徴を活かした具体的な追加提案がある	10	
③地域性の理解度	本市の地域性を十分に把握・検証しているか	10	20
	業務を通じた本市の理解度	10	
④業務の実施体制	社内におけるサポート・バックアップ体制や補助スタッフが確保されているか	10	10
		合計	60

評価	評点
秀	10
優	7
良	5
可	3
不可	1

業 務 仕 様 書 (案)

1. 業務概要

(1) 業務名

壱岐市地域福祉計画及び壱岐市障がい者計画等策定業務

(2) 業務場所

壱岐市内一円

(3) 委託業務期間

契約締結日から令和9年3月31日

(4) 業務目的

社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第107条の規定に基づき、「壱岐市地域福祉計画」（第3次）の見直しを行い、令和9年度からの5年間における第4次「壱岐市地域福祉計画」を策定するとともに、障害者基本法（昭和45年5月21日法律第84号）第11条第3項の規定に基づき、「壱岐市障がい者計画」（第3次）の見直しを行い、令和9年度からの5年間における第4次「壱岐市障がい者計画」を策定するものである。あわせて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項及び児童福祉法第33条の20第1項に基づき、「壱岐市障がい福祉計画」（第7期）、「障がい児福祉計画」（第3期）の見直しを行い、令和9年度からの3年間における「壱岐市障がい福祉計画」（第8期）、「壱岐市障がい児福祉計画」（第4期）を策定する。

2. 業務内容

(1) 「壱岐市地域福祉計画」策定業務

①基礎的な地域データ・資料の整理分析及び他の計画との調和

社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第107条の規定に基づき、壱岐市が提供する基礎資料及び関係データ、または国の公表資料等を使用し、社会経済動向の分析と広域動向、上位計画・関連計画、地域の位置と自然的条件、人口構成の現状及び動向、各分野対象者等の状況及び動向、他自治体の先進事例をもとに整理分析を行うものとし、以下に示す関係計画との調和の計られた地域福祉計画を策定する。

A) 市の上位計画

B) その他の法律の規定による計画であって高齢者・障害者・児童等の福祉に関する事項を定める市の計画

②アンケート調査の実施支援

福祉サービス等に対するニーズや福祉意識、地域福祉活動への参加意向等の把握を行い、一般住民を対象としたアンケート調査を実施し、調査結果の集計・分析を行う。また、調査結果を策定する計画案に反映させる。

【アンケート調査の実施概要】

調査対象	18歳以上の市民
サンプル数	2,000人（無作為抽出）
調査方法	郵送法
調査票種類数	1種
集計方法	単純集計・分析、属性別クロス集計・分析、その他分析上必要と判断される集計

【アンケート調査にかかる業務分担】

市	受託者
実施方針の確定	調査票原案の作成と補修正
調査票原案の検討と確定	調査票、発送用封筒、回収用封筒の印刷
調査対象者抽出・宛名ラベル印刷	封入封緘、宛名ラベルの貼付作業
回収アンケートの管理	アンケート配布・回収郵送料の支払
集計項目の検討と確定	回収アンケートの入力
	集計項目の提案・集計の実施
	計画案への反映

③「関係団体等調査」の実施

市民アンケートでは把握できない市民や地域の実態をより詳細に把握するため、市内において各種活動等をされている方々を対象に、「関係団体等調査」を実施し、現在の取組状況や抱えている課題、今後の取組などについて調査を行う。

④計画課題の整理

①～③の各種調査結果を踏まえ、計画の課題を整理する。

⑤計画骨子案・素案の作成

計画課題を踏まえて、地域福祉の将来像と地域福祉の展開（目標・課題・取り組み）、今後の推進体制をまとめた骨子案を作成するとともに、骨子案の検討結果を踏まえ素案を作成する。

⑥パブリックコメントの実施支援

地域福祉計画素案について、パブリックコメントを実施するにあたり、ホームページ公表用PDFファイルを作成するとともに、寄せられた意見への回答作成について助言等を行う。

⑦計画内容の最終修正と成果品の納品

パブリックコメントで寄せられた意見や策定委員会等における検討結果を踏まえ、計画内容全体の補修正作業を実施し、計画内容の確定まで作業を行う。

⑧計画策定委員会等の運営支援

本計画の策定にあたって設置する「地域福祉計画策定委員会」の運営について、各回における議題案の設定支援や会議資料作成支援を行うとともに、必要に応じて出席する。開催は5回程度と想定する。

(2)「吉岐市障がい者計画等」策定業務

①基礎的な地域データ・資料の整理分析及び他の計画との調和

障害者基本法（昭和45年5月21日法律第84号）第11条第3項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項及び児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づき、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本的事項について、障害福祉をめぐる施策動向、市の概要、社会経済的特性、地域福祉資源の整備状況、障害者（児）の数、その障害の状況・動向及びサービスの利用状況及び、吉岐市が提供するデータや資料をもとに整理分析を行うものとし、以下に示す関係計画との調和の計られた「障がい者計画」、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定する。

A) 市の上位計画

B) その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定める市の計画

②アンケート調査の実施

計画対象者における生活実態の把握を目的に、アンケート調査を実施し、調査結果の集計・分析を行い、調査結果を策定する計画案に反映させる。

また、吉岐市と受託者が協議の上、役割分担を明確にし、有効回収率に達するよう努めるとともに、回収率向上に向けて必要な措置を講ずる。

【アンケート調査の実施概要】

調査対象	身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、自立支援医療（精神通院医療）受給者、福祉サービス受給者
サンプル数	1,500票（無作為抽出） ※手帳種別ごとの割合を反映させること
調査方法	郵送法
調査票種類数	1種
集計方法	単純集計・分析、属性別クロス集計・分析、その他分析上必要と判断される集計

【アンケート調査にかかる業務分担】

市	受託者
実施方針の確定	調査票原案の作成と補修正
調査票原案の検討と確定	調査票、発送用封筒、回収用封筒の印刷
調査対象者抽出・宛名ラベル印刷	封入封緘、宛名ラベルの貼付作業
回収アンケートの管理	アンケート配布・回収郵送料の支払
集計項目の検討と確定	回収アンケートの入力 集計項目の提案・集計の実施 計画案への反映

③施策・事業の実施状況の評価及び課題の取りまとめ

現行計画における施策・事業の実施状況について、調査シートのご設計及び結果の取りまとめを行い、評価を行う。また、アンケート調査の結果等も踏まえ、新たな計画において、重点的に取り組む事項等を検討し、課題の取りまとめを行う。

④計画骨子案・素案の作成

課題を踏まえた計画の骨子案を作成し、骨子案の検討結果を踏まえて、推進方向、数値目標等を記載した素案を作成する。

⑤パブリックコメントの実施支援

障がい者計画等の素案について、パブリックコメントを実施するにあたり、ホームページ公表用ファイルを作成するとともに、寄せられた意見への回答作成について助言等を行う。

⑥吉岐市障害者地域自立支援協議会の運営支援

吉岐市障害者地域自立支援協議会の運営について、各回における議題案の設定支援や会議資料作成支援を行うとともに、必要に応じて出席する。開催は、4回程度と想定する。

3. 成果品の内訳

(1)「地域福祉計画」策定業務

成果品：アンケート調査報告書（電子データ）

：計画書（電子データ及びA4版、100頁程度、表紙レザック、本文1色刷り、500部）

計画書概要版（A4版、8頁程度、2色、電子データ）

(2)「障がい者計画等」策定業務

成果品：アンケート調査報告書（電子データ）

：障がい者計画書（電子データ及びA4版、100頁程度、表紙レザック、本文1色刷り、200部）

障がい者計画書概要版（A4版、8頁程度、2色、電子データ）

障がい福祉計画・障がい児福祉計画書（電子データ及びA4版、80頁程度、表紙レザック、本文1色刷り、200部）

(3) 納品場所

吉岐市市民部市民福祉課

(4) 成果品の帰属等

成果品の権利の帰属は、全て吉岐市のものとし、吉岐市が承諾した場合を除き、成果品を公表してはならない。

4. その他

- ・本業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守すること。

- ・委託を受けた業務については、業務を一括して第三者に譲渡してはならない。
- ・業務遂行に関する壱岐市との調整は、当初協議及び中途協議、最終協議のみならず進捗に応じて行うこととし、壱岐市の要請に対し迅速に対応するものとする。
- ・本業務の遂行にあたっては、個人情報の取扱いについては十分に留意し、漏洩の無いような実施体制を整えること。また、業務遂行にあたり知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。なお、本業務の成果は、全て壱岐市に帰属するものとし業務終了後もみだりに公表してはいけない。
- ・本業務の遂行にあたっては、壱岐市の独自性や現計画の内容も考慮しながら、スムーズな業務進行を行うこと。壱岐市と緊密な連携を保ち策定作業を円滑に進めるため、1名以上のスタッフを配置するものとする。
- ・本仕様書に定めのない事柄については、両者協議の上、壱岐市の指示に従うものとする。

地域福祉計画作業工程スケジュール（案）

	令和8年度												
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
前提条件の整理				■									
地域特性把握・分析				■	■								
地域福祉アンケート調査				→									
調査票検討・作成				■									
発送準備等				■									
実施（配布～回収）				■	■								
入力・一次集計					■	■							
二次集計・分析						■	■						
報告書とりまとめ							■	■					
取組状況調査				→									
シート検討・作成				■	■								
実施（配布～回収）				■	■								
情報整理・分析						■	■						
関係団体ヒアリング				■	■								
課題・重点事項の抽出						■	■						
計画検討						→							
基本的枠組み検討						■	■						
取組の方向性検討							■	■					
計画素案の作成								■	■				
計画原案の作成											■		
印刷製本												■	
パブリックコメント										■	■		
計画策定委員会						●		●	●	●	●		

障がい者計画等作業工程スケジュール（案）

	令和8年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
前提条件の整理				■								
地域特性把握・分析				■	■							
地域福祉アンケート調査				→								
調査票検討・作成				■								
発送準備等				■								
実施（配布～回収）					■							
入力・一次集計					■							
二次集計・分析						■						
報告書とりまとめ							■					
取組状況調査				→								
シート検討・作成				■								
実施（配布～回収）					■							
情報整理・分析						■						
課題・重点事項の抽出						■						
計画検討						→						
基本的枠組み検討						■	■					
取組の方向性検討							■	■				
計画素案の作成								■	■			
計画原案の作成											■	
印刷製本												■
パブリックコメント										■		
計画策定委員会						●		●	●		●	